

キャンプ中の薬の取り扱いについての対応

公益財団法人東京YMCA
ウエルネス事業部 野外教育・ユース MD
鳩山徹郎

東京YMCAでは、薬のお預かりおよび投与指示や服用確認を含む服薬介助は控え、参加者本人が薬の所持・管理することを原則としています。ご自身での管理が難しい、必ず飲まなければならない等の理由から服薬介助をご希望の場合は、別途諸手続きをいただきます。（エピペン®については後述いたします。）

キャンプに薬を持参される場合は、以下、A.もしくはB.のどちらかの形でのご参加となりますので、内容を予めご確認の上お申込みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【持参する薬について】

A. ご自身で所持・管理・服用する場合

参加者本人が自己管理できるように、ご家庭にて事前に確認や練習を行ってください。また、キャンプ集合時に「薬確認表」をご提出ください。なお、以下の行為は、医療行為とみなされるため、リーダー・スタッフ等キャンプとしての対応はできかねますので、ご了承ください。

- ・薬の管理・確認、服用指示、服用確認
- ・皮膚への軟膏の塗布、湿布の貼付、点眼薬の点眼、鼻腔粘膜への薬剤噴霧

※「薬確認表」はあくまで現地にて病院に行く必要が生じた場合に服用している薬の情報を医師に提示するためのものであり、本人の薬の毎回の服用をリーダー・スタッフ等キャンプとして確認するためのものではありません。書類についてはキャンプ申込み後にお知らせいたします。

※水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を測定すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること、軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について専門的な判断や技術を必要としない処置をすることは医療行為とみなされないため、キャンプとして対応いたします。

B. 服薬介助をご希望の場合

医師による服薬に関する指示書、またその指示書に基づいての服薬介助をキャンプに依頼する保護者の同意書を提出いただくことで、キャンプとして服薬の介助をいたします。なお、医師による指示書に記載がない薬はお預かりできません。提出後に薬が追加になった場合には再度の提出をお願いいたします。提出いただく書類については、キャンプ申込み後にお知らせいたします。

<参考>

[医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）
（厚生労働省医政局長から各都道府県知事への通知）](#)

【エピペン®について】

アドレナリン自己注射（以下、エピペン®）について、キャンプとしての保管及びアレルギー症状が出た際にキャンプディレクターもしくは指名したものによる使用をご希望の場合は、「アドレナリン自己注射（エピペン®）取扱い同意書」をご提出いただきます。書類についてはキャンプ申込み後にお知らせいたします。なお、医師による服薬に関する指示書は不要となります。